

令和5年5月9日

各団体の長・支部長 殿

山梨労働局長
(公 印 省 略)

「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部を改正する指針」について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、別添1のとおり令和5年4月27日付けで「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部を改正する指針」（危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号）が公示され、令和6年4月1日から適用されることとなりました。

今般の改正は、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）の施行、労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和5年厚生労働省告示第177号）及び「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号）の策定等に伴い、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号。以下「化学物質リスクアセスメント指針」という。）について所要の改正が行われたものです。

改正点は別添2の新旧対照表のとおりで、改正後の化学物質リスクアセスメント指針は別添3のとおりです。

また、平成27年9月18日付け基発0918第3号「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について」が改正され、改正点は別添4の新旧対照表のとおり、改正後の通達は別添5のとおりになります。

以上の改正につきまして、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方御協力を御願いたします。